

酷暑乗り切り緊急支援に係る 「一般ガス小売供給約款」における値引きについて

[令和6年8月1日から実施]

23. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 17.5\text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 17.5\text{円}$$

(備考)

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

*注1： 令和6年6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、岸田総理より「酷暑乗り切り緊急支援として8月～10月分の3か月について電気・ガス料金の補助を行うこと」が表明されました。今回、電気・ガス激変緩和対策事業の採択事業者として、交付要綱の改正手続きに基づき、政府の支援をガス料金に反映すべく、家庭・企業などに請求する月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。

2024年8月の検針日の翌月から2024年10月の検針日までにおいては、年間契約量が1000立方メートル未満のお客さまのこの「一般ガス小売供給約款」に定める調整単位料金(1立方メートル当たり)は、単位料金の調整によって算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)から17.5円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

なお、2024年11月検針分において算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)は、10円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

